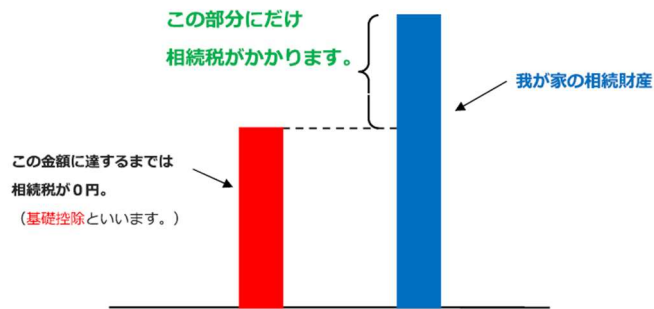


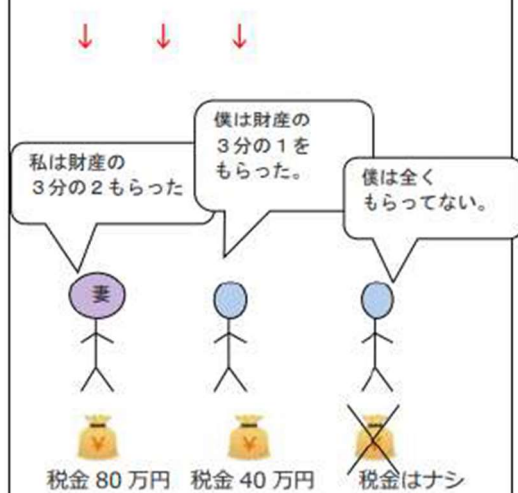
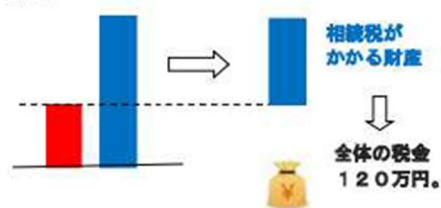
相続税のしくみ



は、この金額までなら相続税はかからないという**上限金額**です。
 (H27 年以降の死亡なら)
 $3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times \text{人}$ が**上限金額**です。
 (“人” は、ご遺族の人数などによって決まります。)

税金の計算と支払い

(例)



まず、全部の財産について、いくら税金がかかるのか計算します。

そして、それぞれ自分がもらった財産の割合に応じて、それぞれが税金を払うことになります。

夫婦、未成年、障害者、血縁関係の有無…などの色々な立場・事情が考慮されます。

その結果、支払う税金の額が少なくなったり、0 円になったり、逆に多くなったりする場合があります。